

■質問と回答

説明項目	資料ページ	質問	回答
【資料-1】令和6年度 総合評価落札方式の取り組みについて	P4	①「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価について対象工事について、H29年4月～「港湾土木工事(WTO対象)で段階選抜方式を行う工事」とあるが、過去にWTO対象で段階選抜方式の工事にはどのようなものがあったのか。	(当日の回答について訂正させていただきます) 北陸地整で過去に実施した岸壁工事の際に、港湾土木工事(WTO対象)で段階選抜方式を実施した事例があります。
【資料-1】令和6年度 総合評価落札方式の取り組みについて	P5	②申請者による業務費内訳書の任意提出について見積参考資料の改善に資するため、内訳書の任意提出を求められているが、積算額を入札額に割り戻して計算するのに手間がかかる。任意ということであれば、提出しないことも十分考えられるため、簡素化などに配慮してほしい。	業務費内訳書については、手間をかけずに、入札額の算定根拠がわかる内訳書が良いです。
【資料-1】令和6年度 総合評価落札方式の取り組みについて	P5	③申請者による業務費内訳書の任意提出について北陸地整は他地整に先行して実施しているが、提出によってなにか変わったか。(どのような効果・成果を求めているか。)また、本省からも注視されていると思うが、他地整での導入の見通しは如何か。	業務費内訳書の提出による効果・成果について、とりまとめて海洋調査協会、港湾コンサルタント協会を通して説明します。 本省・他地整の動向については把握していません。
【資料-1】令和6年度 総合評価落札方式の取り組みについて	P13	④復旧・復興JVについて8.1億円を超える場合、復興JVの対象とはならないのか。	8.1億円を超える工事は、復旧・復興JVの対象となりません。
【資料-1】令和6年度 総合評価落札方式の取り組みについて	P13	⑤復旧・復興JVについて 能登半島地震の災害復旧事業では、P.13にある通り、WTO未満では復興JVが創設されております。 復興JVの範囲はWTO未満、いわゆるAランク2.5億円以上といわゆるBランク2.5億円未満に渡っております。 一方、JV準則によると、「復興JVは原則1つ」「一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえて発注機関の判断により本項の原則によらないこととする場合にあっては、円滑な共同施工を確保するため、最大でも三までとする。」とされています。 以上を踏まえ、以下の点についてご教示願います。 (1)2.5億円以上の工事を受注するため、「Aランク+地元Bランクで組む復興JV」と、2.5億円未満の工事を受注するための「地元Bランク+Bランクで組む復興JV」は同時に登録可能でしょうか。この場合、地元Bランクは同じ会社です。 (2)上記が可能な場合、「工種」の縛り(例えばともに港湾土木はダメだが、港湾土木としゅんせつというように別ならOKとか)など条件があるでしょうか。 (3)JV準則に言う、「共同企業体の数は最大でも三まで」のルールは、能登半島地震災害復旧ではどのように運用されるか、「発注機関の判断」のお考えがありましたら、網羅的にご教示願います。	復旧・復興JVとして登録する工事種別が異なる場合は複数登録が可能です。 登録できる復旧・復興JVの数は3までです。 例:「港湾土木」「港湾しゅんせつ」「空港等土木」で1つつ登録が可能 (1)(2)登録する工事種別が異なる場合は同時に「Aランク+地元Bランク」と「地元Bランク+Bランク」で登録可能です。 (3)石川県内における災害復旧工事(WTO及び特定JVの対象工事を除く)を対象工事として考えています。 復旧・復興JVの登録できる復旧・復興JVの数は3までです。 ※北陸地方整備局港湾空港部ホームページ「入札・契約情報」に「復旧・復興建設工事共同企業体」に関する公示が掲載されていますので、そちらもご参照ください。